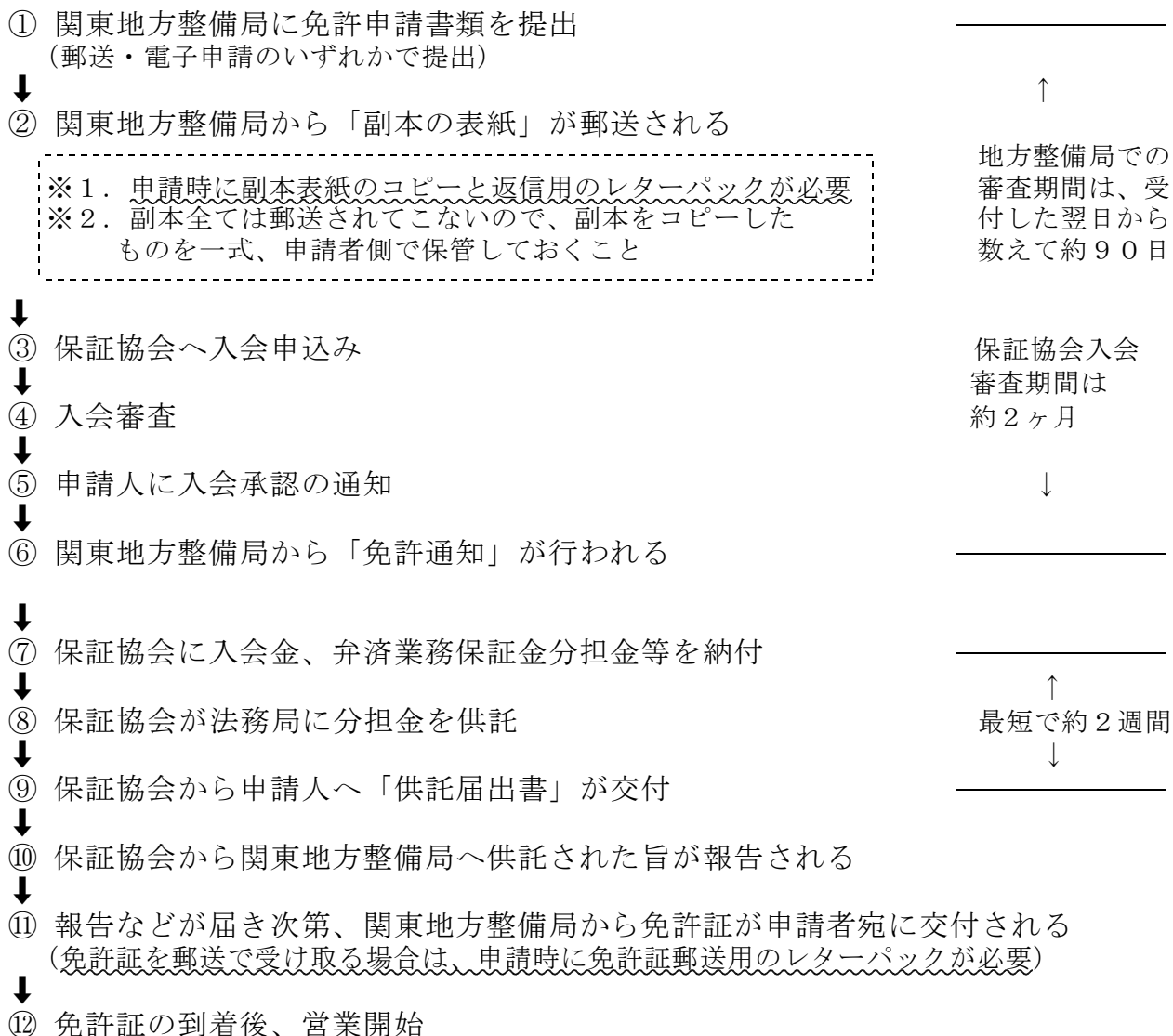


【国土交通大臣免許：営業保証金は保証協会加入の場合】

注：令和6年5月25日以降のフロー



《注 意 点》

- i. ⑥の「免許通知」時点で、宅建業を営業することはできません。営業した場合は、宅建業法違反で処罰されます
- ii. ⑥の「免許通知」から、3ヶ月以内に⑩の「供託された旨の報告」が行わなければなりません。
よって、弁済業務保証金分担金などを速やかに保証協会へ納付して下さい。
- iii. 営業開始後、速やかに次の手続を行って下さい。
 - a. 「報酬額表」、「宅地建物取引業者票」を事務所毎に必ず掲示して下さい。
これらは、加入した宅建協会、全日本不動産協会から渡されます。
「業者票」は空欄となっていますので、必要事項を記載して下さい。
 - b. 宅地建物取引士の「資格登録簿」の勤務先変更届を提出して下さい。
この手続は、取引士証を発行した都道府県庁に対して行って下さい。